

業務委託契約書

沖縄県土地開発公社

令和 8・9・10 年度沖縄県土地開発公社事務所警備清掃等業務委託契約書

沖縄県土地開発公社理事長 仲本 隆（以下「甲」という。）と、〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が所有する施設の警備清掃について次のとおり契約を締結する。

（作業実施）

第 1 条 乙の業務基準については、甲が別に示す仕様書に基づき、誠実かつ良心的にこれを行うものとする。

2 仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議のうえこれを定める。

（委託金額）

第 2 条 この契約の委託金額は次のとおりとする。

金	円
うち取引に係る消費税額	円とする。
支払年度区分は、令和 8 年度 金	円(月額 円)、
令和 9 年度 金	円(月額 円)、
令和 10 年度 金	円(月額 円) とする。

（注）「取引にかかる消費税額」は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、国税庁の取り扱いに準じるものとする。

2 乙は毎月末日に締切、甲に請求し、甲は適法な支払い請求を受理した日から 30 日以内に、これを乙に支払うものとする。

3 仕様書に定める以外の業務については、別途精算するものとする。

4 委託金額は物価、経済事情の著しい変動等による正当な事由のあるときは契約期間中であっても甲乙協議のうえ、これを改定することができる。

（契約期間）

第 3 条 この契約の期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（契約保証金）

第 4 条 乙の契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号により免除する。

(費用の負担)

第5条 甲は乙が契約の履行に必要とする用水及び電力等は無償で提供するものとする。

2 契約履行に必要な資器材・消耗品のうち、負担区分の明確でないものは甲乙協議して定める。

(善管注意義務と損害賠償義務)

第6条 乙は善良なる管理者の注意をもって当該業務を履行しなければならない。

2 乙の従業員が故意又は重大な過失によって、管理物件または第三者に損害を与えたとき、乙はその責任を負わなければならない。ただし、その損害の原因が不明又は不可抗力によると認められた場合にはこの限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙が契約期間中に解約しようとする場合には、一ヶ月前までに書面をもってその旨を通知し、甲乙協議するものとする。

2 甲は次のいずれかに該当する事由がある場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について乙もしくはその従業員に不正の行為があったとき。
- (3) 乙がこの契約を履行できなくなったとき。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行について、業務の全部または一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第10条 甲乙ともに本契約実施にあたって知り得ることができる相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(従業員の規律維持)

第11条 乙は従業員の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い従業員に対する雇用者及び使用者として法令上のすべての責任を負うものとする。

(労働法規遵守)

第12条 乙は従業員に対し、労働基準法及び最低賃金法等の労働法規を遵守すること。
2 甲は本契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
3 乙は本契約に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。

(予算の削除又は削除に伴う解除等)

第13条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の予算が減額又は削除となったときは、甲は、この契約を変更、又は解除することができる。
2 甲は、前項の規定により契約を変更し、又は解除したことにより乙に損害を与えたときは、甲乙協議して損害額を定め、賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙個人情報特記事項を守らなければならない。

(協議事項)

第 16 条 この契約に定めない事項、または契約事項に疑義の生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

本契約を証するため契約書二通を作成し、甲乙記名押印の上各々一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市旭町 114 番地 7
名称 沖縄県土地開発公社
氏名 理事長 仲本 隆

乙 住所
名称
氏名